

京都市告示第 71 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年 5月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
牛ヶ瀬経31号線	西京区牛ヶ瀬川原口町52番地地先から	旧	メートル 70.10	メートル 5.35 ~ 8.90
	同区牛ヶ瀬新田泓町2番地の15地先まで	新	70.10	6.00 ~ 8.90
牛ヶ瀬経166号線	西京区牛ヶ瀬川原口町300番地の2地先から	旧	68.50	5.25 ~ 8.90
	同区牛ヶ瀬新田泓町3番地の5地先まで	新	68.50	6.02 ~ 8.90
松尾山田経55号線	西京区山田平尾町27番地の1地先から	旧	8.70	5.55 ~ 5.75
	同町44番地の1地先まで	新	8.70	6.00
醍醐経35号線	伏見区醍醐南里町52番地の76地先から	旧	28.80	3.30 ~ 3.95
	同区醍醐御園尾町40番地の1地先まで	新	27.50	4.83 ~ 9.03

醍醐緯56号線	伏見区醍醐南里町52番地の74地先から	旧	43.10	1.82 ~ 6.02
	同区醍醐構口町8番地の8地先まで	新	43.10	4.92 ~ 8.96
桃山緯45号線	伏見区桃山町新町35番地の4地先から	旧	19.40	5.00
	同町37番地の7地先まで	新	19.40	6.00 ~ 6.05

(建設局道路部道路明示課)